

会津若松地方広域市町村圏整備組合  
沼平第3最終処分場建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(令和元年11月5日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松地方広域市町村圏整備組合が発注する沼平第3最終処分場建設工事（以下「本工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、本工事の施工に際し、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として結成される共同企業体をいう。

(構成員の数、要件等)

第3条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は2社又は3社とし、その組合せ及び要件は、別表のとおりとする。

(構成員の要件)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事発注基準（平成20年1月29日決裁。以下「発注基準」という。）に規定する制限付一般競争入札の1の第1号、第3号及び第4号に規定する要件を満たしていること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、別表に掲げる地域要件及び建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値を満たす者の組合せになっていること。
- (3) 構成員のうち代表者となる者は、元請として同種工事施工実績を有すること。
- (4) 構成員のうち代表者となる者は、発注基準の制限付一般競争入札の1の第7号に規定する要件を満たすこと。

(代表者)

第5条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち土木一式工事及び建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値の合算値が最も大きな者とする。

(出資割合)

第6条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる特定建設工事共同企業体の構成員の数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上とする。

- (1) 2社 30パーセント
- (2) 3社 20パーセント

(入札参加申込み)

第7条 対象工事の競争入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次に掲げる書類を管理者に提出し、当該入札に参加する資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 制限付一般競争入札参加申込書（特定建設工事共同企業体）（第1号様式）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式）の写し

(3) その他管理者の指定する書類

（入札保証金等）

第8条 入札保証金及び入札参加資格の喪失については、発注基準の規定を準用する。

2 設計図書等の閲覧及び価格内訳書の提出については、別に定める。

（発注方法及び入札参加資格の審査）

第9条 本工事は、総合評価方式（標準型）制限付一般競争入札により行うこととし、特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格の審査については、別に定める。

2 前項の入札参加資格の審査において、特定建設工事共同企業体の構成に関する入札参加資格要件については、開札前に資格審査を行うものとし、当該入札参加資格要件を満たさない者の入札は無効として取り扱うものとする。

（解散の時期）

第10条 特定建設工事共同企業体は、当該契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

（特定建設業の許可の有無）

第11条 特定建設工事共同企業体が建設業法施行令（昭和31年政令第276号）第2条に定める金額以上となる下請負契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

（編成表等の提出）

第12条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に第3号様式を基本として、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を管理者に提出するものとする。

（構成員の脱退及び加入）

第13条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

2 共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合であって、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難であると認められるときは、管理者は、残存構成員からの申請に基づき、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

3 前項の申請は、新規加入承認申請書（第4号様式）によるものとする。

（建設工事に係る共同企業体取扱要綱の適用除外）

第14条 本工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関しては、会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年4月1日決裁）の規定は適用しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

特定建設工事共同企業体の構成員数及び構成員の要件

構成員数及び組合せ	各構成員の地域要件	各構成員の経営事項審査結果の総合評定値
管内業者1社以上を含む 2～3社	管外業者	総合評定値が土木一式工事及び建築一式工事について、1,700点以上であること。
	管内業者 準管内業者	総合評定値が土木一式工事について、900点以上であること。

※ 管内業者とは会津若松地方広域市町村圏整備組合又は構成市町村（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町）の入札参加資格者名簿登録において、構成市町村に本社若しくは本店を登録している業者。

※ 準管内業者とは構成市町村内に支店若しくは営業所を登録する業者。

※ 管外業者とは管内・準管内業者以外の業者。

## 制限付一般競争入札参加申込書（特定建設工事共同企業体）

年 月 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合  
管理者

共同企業体名

住 所

代表者 商号又は名称  
代表者職氏名

印

住 所

構成員 商号又は名称  
代表者職氏名

印

住 所

構成員 商号又は名称  
代表者職氏名

印

下記工事に係る制限付一般競争入札参加の申し込みをいたします。

記

工事番号 環第 号

工事名 沼平第3最終処分場建設工事

※ 住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入の上、組合に届け出ている使用印鑑を鮮明に押印してください。

第2号様式（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 会津若松地方広域市町村圏整備組合発注に係る沼平第3最終処分場建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を会津若松市 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇〇県〇〇〇市(郡)〇〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇 建設株式会社

〇〇〇県〇〇〇市(郡)〇〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇 建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 〇〇〇 建設株式会社 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積に関する一切の権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇 建設株式会社 〇〇%

〇〇〇 建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とできるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇建設株式会社 ほか 1 社は、上記のとおり 〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

年 月 日

〇〇〇県〇〇〇市(郡)〇〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇 建設株式会社

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 印

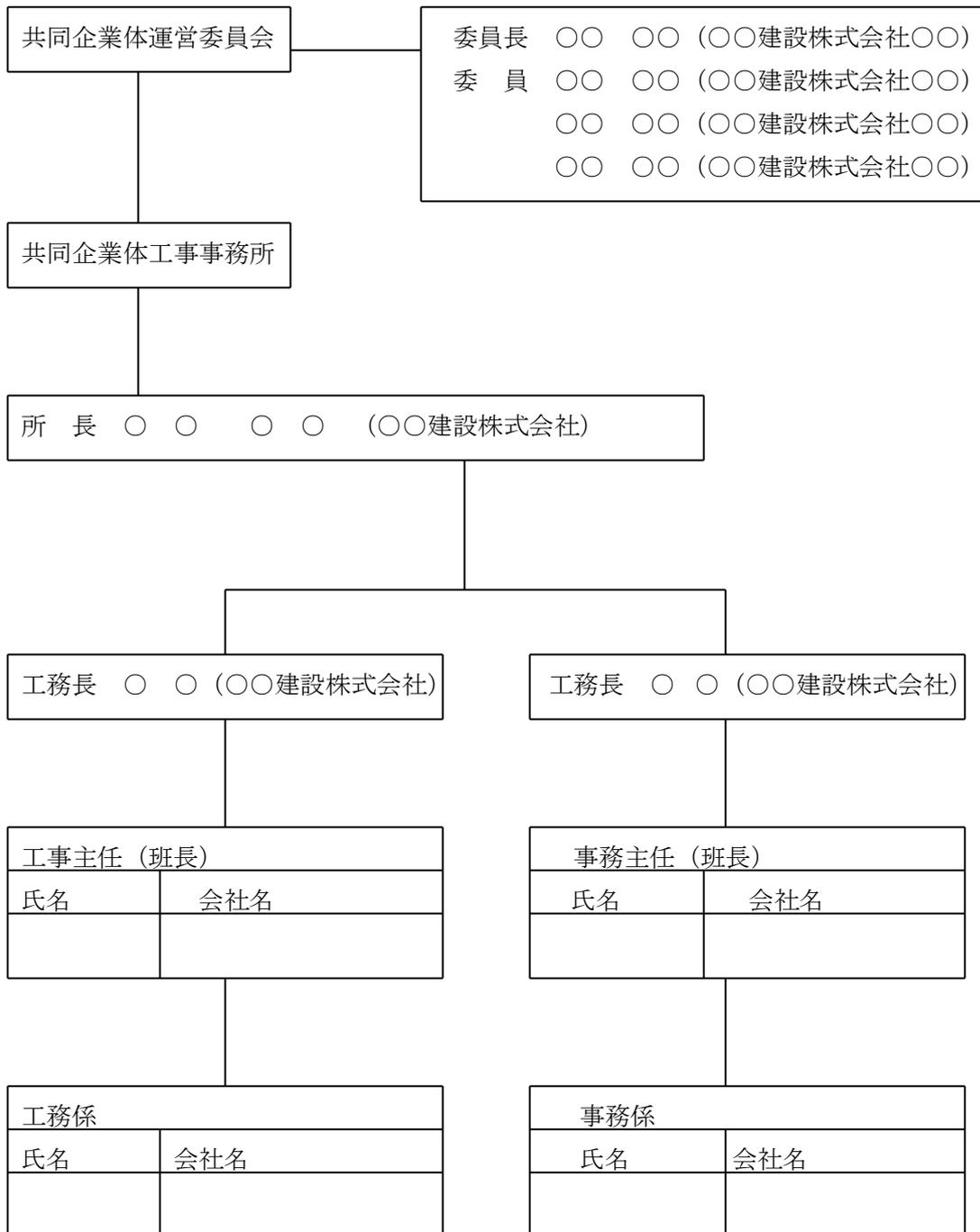
〇〇〇県〇〇〇市(郡)〇〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇 建設株式会社

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 印

第3号様式（第12条関係）

沼平第3最終処分場建設工事共同企業体編成表



第4号様式（第13条関係）

共同企業体構成員新規加入承認申込書

今般、〇〇共同企業体の構成員である〇〇が、 年 月 日、〇〇〇〇により、  
同構成員から脱退いたしました。が、工事施工の必要から新たに〇〇を加入させることにい  
たしましたので承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合  
管理者 様

共同企業体名称

代表者（構成員）

印

（添付書類）

- 1 〇〇共同企業体変更協定書の写し
- 2 新たな者の加入を残存構成員全員が承認した旨の書面